

戦後における Domesday 論考

(特にその作成過程について)

Review on the Domesday Studies after the Second War

(The Process of the Making of Domesday Book.)

面 高 正 俊

Masatoshi Omodaka

「Domesday 研究は、最近のブームである」⁽¹⁾とは、Edward Miller 教授の言であるが、最近の Domesday 関係出版物の増加は、目を見はらせるものがある。

Victoria Historia Society が各州史に Domesday Book の現代語訳を附したことや、Domesday 関係の地方史研究の成果が、この隆盛をもたらしたことは勿論のことだが、Galbraith 教授の古典的学説に対して投じた一石が、大きな波紋となり、これが刺戟となったことも見逃せない。

Prof. Darlington の “Commentary on the Wiltshire Domesday” や Prof. Darby を中心とするグループの精力的な 「Edward王時代の地理的考察⁽²⁾」の一連の出版物、さらには、このグループに属する R.Welldon Finn 教授の Domesday 調査に関する諸論文があげられる。しかし、特にこの 1, 2 年間に発表された

Welldon Finn ; “The Domesday Inquest and the Making of Domesday Book”

(Longmans, 1961)

Welldon Finn ; “An Introduction to Domesday Book,” (Longmans, 1963)

John S. Moore ; “The Domesday Teamlan in Leicestershire”

(English Historical Review. vol. LXXVⅢ. 1963)

F. Barlaw ; “Domesday Book, a Letter of Lanfranc”

(同じく E. H. R. vol. LXXVIII. 1963)

等、悉くこの投ぜられた波紋に触発され、何等かの形で彼の提案に触れていないものはない。

Galbraith 教授は、1942年に、E. H. R. (vol. LVII) に

“The Making of Domesday Book”

を発表し、古典的学説に挑戦したが、1961年、改めて同じ表題で単行本を出版した。

この本は、1085年、Gloucester での Witenagemot (賢人会) から、William 征服王没年 (1087年 9月) に至る期間、王室財産並びに大諸侯 (tenants-in-chief) の不動産に関する descriptio (survey) 作成完了に至る一連の作業過程を取扱い、その間に、前記論文の主張を補強すると共に、多方面にわたる新しい問題提議を行なっている。本稿では、彼の提議の中で Domesday Book の古典的解釈に挑戦した最も中心的なテーマ、Domesday 編纂の目的及びその方法に問題を絞り、戦後に展開された論争史を考察しようと思う。

考察は必然的に、教授の主張が中心となるが故に、煩雑を避けるために、E. H. R. に掲載された問題の文論を“M. of DB. 42”, また単行本を“Making of DB. 61” と区別して略記することにする。

- 註 (1) E. Miller ; “Book Review of Welldon Finn ; D. I.
(History, vol. X I VIII. No.163. p. 201)
(2) Domesday Geography of England (5 vols. 予定)
“Eastern England” (1952)
“Midland England” (1954)
“South-East England (1962)

1. 古典的 Domesday 解釈

Domesday Book は、1085年、Witenagemot における「深甚なる熟議」の結果、全国に legati (調査員) が派遣せられ、国土の保有状況や、保有地の価値等の事項につき、調査が実施され、その結果が、翌86年のミカエル祭の Salisbury の集会までに descriptionis (original returns) として Winchester に提出され、これをもとにして編輯されたものがこれである。(以上、平凡社発行歴史辞典解説)

この大検地台帳は、大小二巻よりなる手書 (manuscript volumes) であるが、大きい方は約400 folios, 東部3州を除く、全イングランド諸州にわたる記事を含んでいる。通常 Domesday Book vol.I と呼ばれるが、ここでは単に、DB と略記して示す。

第二巻は、前書に比して小さく、前者が左右二欄書きであるのに比して一欄書きで、450 folios よりなり、前者で除かれた東部、すなわち Essex, Suffolk, Norfolk の3州の記事を掲げている。一名 Little Domesday とも称せらるので、LD と略記し、区別することにする。

この大検地台帳には、“Domesday Satellite” と呼ばれ、特定な地域に関するもののみを記した従属的関連の史料が残されている。前記 DB. LD が Exchequer で編輯されたものだから、Exchequer Domesday (Exchequer Version) とも呼ばれるのに対して、これら Satellite を、Local Domesday とも称せられる。

Local Domesday (Satelliteの意味で) の中で著名なものは、Cambridgeshire での Inquest (審問) の結果を記した、Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis (以後 ICC と記す) がある。Cambridgeshire の Ely 寺院に関する所領をあつかったものに Inquisitio Eliensis (以後 IE と記す) があり、さらにイングランド南西部の5つの州、Wiltshire, Dorset, Somerset, Devonshire, Cornwall に関するものに、Liber Exoniensis がある。これは Devon 及び Cornwall の2州の記事に、Wiltshire, Dorset, Somerset 3州の土地に関する一部分の記事を含んだ、いわゆる Exeter Domesday (一名 Exon Domesday) があり、500 folios 余よりなるものと、約30 folios よりなる Terrae Occupatae とが合冊されたものである。ここで問題となるのは Exeter Domesday の方なので、ED と略記して取扱うこととする。

Exchequer Domesday の本格的な研究が始まったのは、政府の手で1783~1816年にわたって、初

めて印刷に付せられ、Henry Ellis によって、“General Introduction”(1816) が出版されてからである。引き続き1876年に ICC と IE が印刷に付せられ、Domesday 研究が一段と活気を呈するに至った。

この時期に、Domesday 研究を科学的に推進し、Galbraith 教授の指摘の如く、「Domesday 研究家を虜」にしたものは、J. H. Round である。彼の問題の書 “Feudal England”(1895) は、Welldon Finn 教授の語を借れば「Domesday 研究の一大示標であり、学界はこれに魅せられ、当該研究の出発点⁽¹⁾」となるものであった。

これに引き続いて

F. M. Maitland⁽²⁾, R. Vinogradoff⁽³⁾, A. Ballard⁽⁴⁾, F. H. Baring⁽⁵⁾ らの中世史家が、相ついで、Domesday 研究書を出版し、いわゆる古典学説時代が開花することになる。

しかし、P. H. Sawyer 教授の指摘の如く「Maitland や Round は、最近の Domesday 研究においても、依然として王座を占めている⁽⁶⁾」が故に、Galbraith 教授の古典学説への批判も、当然この兩人に指向されることになる。

教授より批判された古典学説を要約すると、次のようになる。

「ICC は、Danegeld の賦課に関係ある geld-book である。これが Winchester に送られて、DB のもとになったが故に、これは DB の original return (descriptio) である。ICC は、hundred ごとに審問 (Inquest) が行なわれ、その記録であるが故に、記事は hundred 内の不動産に関する事項を、hundred ごとにつなぎあわせた巻物、すなわち hundred rolls である。ICC に見られる作成上の一切は、イングランド全州に適用されるものであるから、DB の背後にある最も根源的な資料は、hundred rolls であり、それは geld-rolls にほかならぬ。」

Round は ICC を唯一のよりどころとして、これを分析し、「Winchester に送られた original returns は、村や hundred の記事を hundred ごとに並べた (geographically arranged) 厩大な記録簿であった。この写本が ICC である。Winchester に送られた報告書 (original return) は、保有者ごとに封地の記事を並べかえられ、且つ内容をかなり思い切って削除されて、現存の DB となった。それ故 Domesday Inquest の真の意義は、Hundred Rolls の作成にあった。Danegeld は、hundred を単位として徴し、geld は土地評価の単位である hide ごとに賦課したが故に、この Rolls は Danegeld との関係が深いと見なければならぬ。」と主張した。

この説は反響を呼び、Vinogradoff をして

「この大検地台帳は、主として geld の賦課とその再評価のための確実なデータをつかむ目的で指導された。⁽⁷⁾」と書き、Maitland に至っては、「DB は従来、いみじくも a rate book と呼ばれて来た。…… 事実、王の調査員によって、いくつかの目的は達せられたと思うが、geld に対する審問調査こそは、その最大の目的であった。⁽⁸⁾」「この目的は、形体と実質とを、一つのものにこねあげることであった。すなわちそれは geld book であった。⁽⁹⁾」

と断定している。

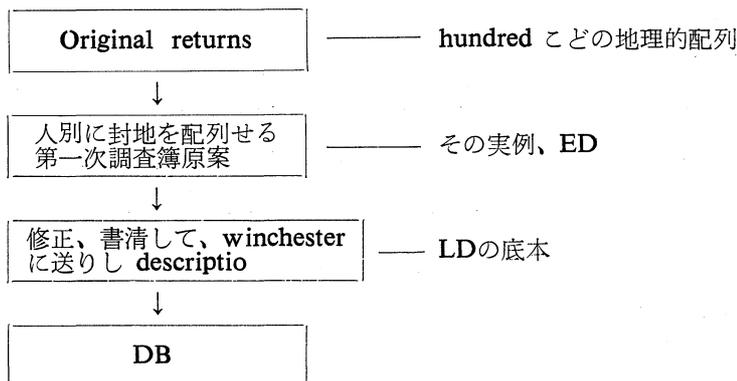
- 註 (1) Welldon Finn; "The Domesday Inquest and the Making of Domesday Book." (Longmans, 1961) p. 3 (以下、DI と略す)
- (2) F. M. Maitland; "Domesday Book and Beyond" (1897)
- (3) R. Vinogradoff; "English Society in the Eleventh Century" (1908)
- (4) A. Ballard ; "The Domesday Inquest" (1906)
- (5) F. H. Baring ; "Domesday Table" (1909)
- (6) P. H. Sawyer ; E. H. R. vol LXXIX, No. 310 (1964)
- (7) Vinogradoff; *ibid.* p. 141
- (8) Maitland ; *ibid* (Fontain版 1960) p. 27
- (9) Maitland ; *ibid* p. 25

2. Galbraith の古典学説批判

上述の古典学説に対する批判の幕が、Galbraith 教授の "The Making of Domesday Book" (E. H. R. vol. LVII) によって開かれた。彼は Round 説に対して、多くの点で批判的であるが、特に基本的には

1. Winchester での DB 編輯者が、この大検地事業の進行中に、課税の再評価という高き目標を掲げていたのに、無理に目標を変更し、税評価の対象とは、とても考えられぬしろものの DB を編纂し、税制上からは貴重な資料たる Original returns を廃棄してしまうとは、とうてい信じられないこと。
2. この編纂事業は、全国の膨大な hundred rolls を中央に集め、これとは異質の DB を作りあげるには、相当の日数を要するはず。しかるにこの事業が、1087年9月、William 王の突然の死によって中断されるとは考えられないこと。
3. 最初の計画が ICC に似たものを、全国的企模で作成することにあつたとするならば、ED の如きものが現に南西部に残存し得て、ICCの如きものが、ケンブリッジ州以外には残存し得ないとは、まことに奇妙な話である。それ故 ED の存在こそ、Round 説を根底から否認するものであること。
4. DB と LD とは、その形体、内容がまるで違っている。換言すれば、DB と ICC の中間に、ED と LD が存在するが如くに見える。Round 説ではこの親近性を説明できないこと。

以上のように古典学説の矛盾を指摘した後に、DB, LD, ICC との相互関係を次のように組み立てた。⁽¹⁾



彼によると、全国の州をよせて数個の調査区を設け、これに一組の調査団を担当させたものを **circuit** と呼び、この **circuit** 数を、8ないし9個と想定、この **circuit** からの提出書(**descriptio**)に最終的に手を加え、内容を圧縮した決定版が、現存の **DB** であると考えた。それ故、もしも **original returns** をかかる名寄式のものとするなら、**Round** の主張する **Hundred Rolls** を転写した **original returns** は、その一步手前の段階の資料ということになり、**circuit** の書記の手により、**tenants-in-chief** ごとに並べられたる報告書は、**Round** 流に解すれば、**original return** 改訂版となり、もしかかある草稿があったとすれば、それは **Winchester** で、王室書記の手になるものということになる。

East Anglia 及び **Essex** を含む **circuit** の報告書——**Galbraith** の “**original returns**”——**Round** 流に言えば、**original return** 改訂版——を底本にして、清書されたものが **LD** で、これが各 **circuit** からの報告書のサンプルであると主張する。この報告書が **DB** に記入されずに、**DB** の別巻 (**Domesday Book vol. II**) として残された理由は、この地区 (**East Anglia**) の封関係が複雑に交錯して、他の **circuit** の如く、簡潔に要約できなかつたためであろうと推定している。

これに反して、**ED** は南西部 **circuit** から **Winchester** への報告書の草稿であると主張する。彼は最近出版した “**Making of DB, 61**” では、以上の主張の一つとして、**DB** の各州の記事の初めに出てくるリストの番号と、本文記事との相違を重視する。この記事とリストとの不一致は、特に **tenants-in-chief** でも宮廷附の小土地保有者——彼らは一括されて、一つのグループとして取り扱われている——において顕著である。しかもこの相違は、**ED** においても歴然としている。このことから、この矛盾が、**Winchester** において生じたものでなく、**circuit** 内において作成される時に生じたものと考えられると言っている。

しからば **ICC** は如何なる関係に立つか。

ICC は、**DB**、**LD**、**ED** とはその趣を異にして、**Cambridgeshire** 1州の記事であり、**hundred** 内各村の **hide** 数をあげ、これを **hundred** ごとに集計して、**land tax** や、**geld** の負担金の総計も記されている。例えば、**Burwell hundred** は **15 hides** あり、これが5個の荘園に分かれ、各荘の **hide** 数が簡潔に記されている。

この文書は **Ely Cathedral** の記録保管所から出たもので、**DB** や **ED** が、公的な文書というならば、これは **Ely Cathedral** 個有の、いわば一種の私文書である。

彼の想定によると、**Inquisitio** と呼ばれる如くに、これは法廷審問記録であるが、この歴大な資料が、悉く詳細に法廷で口頭で明らかにされ、然る後に記録されたとは到底考えられぬことだと断じ、荘園領主は爾前に、本人に荘園のデータを明らかにすることが要求されており、本人、あるいは荘官の手によって、かなりの資料が提出されていたはずだと考えた。(この説を実証するものとして、**Frank Barlow** は、**E. H. R. vol. LXXVIII No. 307 (1963)** の **Notes and Documents, “Domesday Book; A Letter of Lanfranc”** において、この手紙がデータの呈出を求めたものであることを明らかにしている。)

circuit の調査団は、これら資料を手許において、州ごとに、**shire court** を開き、各 **hundred** ごと

に陪審員を呼び出し、審問を行なった。幸運にも審問事項は *Inquisitio Eliensis* に書き留められているので、その場の模様は想像がつく。*Ely* 寺院も、寺院の不動産に対するデータを調査するようにすすめられ、この記録が、*shire moot* での審問にもパスしたので、この寺院で大切に保管されたものが *IE* であると推定している。こうして確認された記事は、公式に、封建領主に対して、その保有物件を承認せる公式記録であるという意味で、各州とも、8名の陪審官、それも公正を期するために、4名の仏人、4名の英人のリストが州記事の劈頭に書き留められている。だがこれには王の直轄領が記入されていない。それ故これがそのまま *original return* として、*Winchester* に送られるはずがなく、これをもとにして、王領地の記事を加えて、現地で報告書の作成が、これから始まるわけであるが、*ICC* は、そのもとになる資料であり、これを素材にして、各保有者ごとに封地の記事を並べかえ、王領を第一位に、教会関係、世俗領主の順に名寄帳をつくりあげたものが、いわゆる *original return* であると強調している。

こうして得られた彼の結論は、*Domesday* 調査の目的は、*original returns* を得ることであり、それは財政上の必要から *geld* の新しい賦課を目的としてなされたものではなく、新しい社会制度、すなわち封建制度に適應する封の記録を得ることにあつた。*Anglo-Saxon* 時代には、正式な *Charter* に基づかざる、また保有関係の疑わしい保有が多く、ことに征服によって、論地が激増した。王は英人との封関係を確立し、支配を確かなものにするために、抛りどころとなる文書が、封建秩序維持上からも必要であり、それは諸侯も等しく望むところであつた。かくして得られた *original return* の目的は、まさしく封地台帳の作成であつたと断定するのである。

これと関連して、新しく提起されたものに *Geld Inquisition* の問題がある。

ED には、ラテン語で書かれた *geld* の賦課の記録簿が編入されていることは、誰も異論はないようである。

ところで、*Galbraith* 教授は、*Domesday* 調査の目的が、*geld* の新賦課にありとする古典学説を退けたのであるが、*ED* との関連において、この問題はいかに展開されるのであろうか。

一般に信じられているところによれば、この大調査の結果の報告は、*hundred rolls=gled rolls* ということであつた。*Galbraith* の古典学説への反駁は、報告書を *geld rolls* と考えこみ、*Domesday* 調査の目的を、*geld* の再評価ときめつけるところにあつた。故に、*geld* の記事が、*DB* の本文中に現われたとしても、封地の価値を評価する材料として、当然記されて然るべきものであり、*Domesday* 調査は、税徴収の事実確認とは一致するものだし、同じ調査団による税方面の調査が行なわれたことは想像がつくと述べている。この点に関しては、1907年、*Bodleian Manuscript* の中から発見された文書が、有力な証言となる⁽⁴⁾。教授の訳によれば

「この王の治世20年、*Wm* 王の命により、全英の *descriptio*、すなわち、各州の土地並びに貴人全員の土地につき調査が行なわれたり。

この調査は、犁地、住民、それも自由、不自由、小屋住、家や耕地を有する者の区別なく、更に、犁や馬匹、その他の動物に関しても、また住民全員より徴する賦役・貢納に関しても調査せり。第

一の調査団 *inquisitores* の後に、別の *inquisitores* が続き、調査員は、未知の地方で、その地の住民に知られざる者を派遣せり。これは最初の調査の点検をなす機会を彼等に与え、また必要とせば、張本人を国王に対する反逆者として、有罪の宣告を下さんがためなりき⁽⁵⁾」

そこで彼は、ED内の *geld book* は、何年の *geld* 賦課の記録であるかを問題にする。

Anglo-Saxon Chronicle に、従前と同じ比率で1083～4年の間に *geld* 徴収の記事があり、Prof. Darlington は、ED内の *geld* 記事は、年代記にいう1083～4年の *geld* であると断じ⁽⁶⁾これが、定説となっている。

R. W. Eyton は、“*A key to Domesday*”⁽⁷⁾ (1878) の中で同じく1083～4年説をとり、「ED 及び DB の Dorsetshire の記事を併せ読めば、税評価のための測量の精密、正確なこと、現時点において再現し得る程である⁽⁸⁾」と、その態度を称讃しているが、それでも84年の *geld rolls* の記事と、ED 及び DB の *geld* 記事との間には、かなりのくい違いのあることは無視できない。Eyton はこの矛盾を、1084年と、ED 作成の1086年との2年間の時の経過が、この相違を作ったと説明している⁽⁹⁾。Round もこの説をとり、

「この *geld rolls* は、1084年の Easter 祭の後に Winchester で……現在の形に編輯されたと信じざるを得ない⁽¹⁰⁾」と1084年説を主張している。

かかる1084年説に対して、異説がないわけではなかった。19世紀にこれを求むれば、H. Ellis であろう。Galbaith教授によると、H. Ellis は徴税の時期を1086年と見ており、それを彼は、“*A General Introduction to Domesdry Book*” (1816) の中で

「この記録を見れば、*geld* が大調査の期間中に徴されたという証拠を秘めており、大調査は *geld* と結びついている。少なくとも西部諸州では、調査団の手によって、これが徴収されたこと、疑う余地がない」と。

前述の Eyton に始まり、Round を主峯とする1084年説は、この Ellis 説の反駁として生まれたものであった。Eyton 説のよりどころは、記録に「*geld* の納税は遅れて、Easter と Lady Day に完納されたり」という短い記事をもとにして、1084年は、Feast of St. Mary の3月25日に当たり、Easter の祭りは3月31日になる故、この間6日、故に完納の記事に合致するというのである。この徴収年次が問題なのは、Bishop Stubbs の、次のような主張がその背景となっているからである。

彼によると、この *geld* は、1051年に廃止されて以来、初めての *geld* ということになるらしく、しかもこの税が、1086年に徴されたという明確な記事は、どこにもないと強調して、「若しこの年(1086年)に *geld* が徴せられたとすると、これまでの定説、すなわち *Domesday Survey* は、公正にして、平等なる再賦課を期して、実施された事実確認の大審査という命題との調和を乱すものである」と発表した。

この理論を裏がえしにすると、*Domesday* 大審問は、*geld* 徴収にあり、故に是が非でも ED の *geld* 記事は、この大審査のすこし前にしなければならぬ。たまたま年代記に、1084年の徴税の記事がある故、この年にしなければならぬということになる。

Galbraith教授は、これに対して Ellis 説の正当性を認め、すでに1950年に、E. H. R (LXV. p. 1~17) に発表した “The Date of the Geld Rolls in Exon Domesday” なる論文を、わざわざ附録として “Making of DB, 61” に、その全文を掲載している。彼はこの論文の中で、ED と DB の南西部5州の geld に関する記事を集め、この中に “non reddit” とか、“non reddidit geldum postquam W. rex” とか、“dimidia virga terrae quod rex non habet inde geldum” 等の記事の多いことを列挙し、これが古い事実を列挙したものでなく、Domesday 審問の最中に、geld の徴収があり、審問を DB 作成のために進行しながら、同時に未納、滞納を摘発していったのがこの記録であるとし、geld は、この時代には、例年の如く徴されており、年代記にいう、特に “mickle geld” ではなくて、“a normal, almost anual tax” だと主張している。

註 (1) Galbraith ; “M of DB”, EHR. p. 166

(2) 同上 ; “Making of DB” 62, pp.33~34

(3) 同上 ; ibid p. 9

(4) W. H. Stevenson ; “A Contemporary Description of the Domesday Survey” E. H. R. vol. XXII (1907)

(5) Stubbs; Select Charters” (Galbraith; ‘Making of DB” 62, p.95 の英訳より)

(6) Darlington ; V. C. H. “Wiltshire” vol.II. p.205

(7) Galbraith ; ibid p.89

(8) R. W. Eyton ; Domesday Studies; An Analysis and Digest of the Somerset Suruey,(1880) p. 3

(9) P. E. Dove (ed) ; “Domesday Studies”, 2 vols. の第1巻 Round; “Danegeld and Finance of Domesday” p.91

3. Galbraith 新説の反響

この反響は、まず米国の Stephen 教授の “Note on the Composition and Interpretation of DB” (“Mediaeval Institutions, Selected Essays. 1954) に現われている。

彼は、Galbraith教授の提案に従って circuit の検討から出発し、original returns は Round の説くが如き hundred rolls ではなく、すでに名寄式の封地台帳であると論じ、かかる version は、Winchester で作られたものではなくして circuit 内の地方で作られたものであるとして、新説を肯定している。彼は Prof. Douglas において指摘された問題点——もし、DB の目的が、tenants-in-chief の知行地しらべであったのなら、王に対する封建義務が記載さるべきであり、王領地の収入源や、geld の記載事項あるは、封地帳の目的からはずれはしないか⁽¹⁾——に対して、これらを弁明して、「これはあくまでも本質的には、封関係をもとにしたものであり、みかけ以上に、はるかに法的な記録である⁽²⁾」と結んでいる。

いま一つの反響は、P. H. Sawyer; “The Original Returns and Domesday Book” (E. H. R. vol. CCXXV. 1955) に見られる。

彼は Galbraith のいう “original returns” は hundred rolls ではなく、circuit 担当地区のある中心都市で、調査団の手により、名寄式に書き替えられた封地帳だという点に関して、DB 内に記された hundred の配列順位を比較して、その真偽を確かめんとした。もしも、original returns が古典学

説の主張の如く ICC と同じであるならば、当然 DB 内の hundred 記載の順位もこれに従うはずである。DB 内には幸いにも、例えば “The Domesday Geography of England” の各巻の扉に掲げた DB の一部写真版で一見してわかる通りに、朱線を施して、消してある hundred 名を残した州が非常に多い。それ故 DB は名寄帳式で封の内容が記されているが、この封地の属する hundred の記載の順序が、各人とも一致するならば、最初に地域的に配列された original returns の hundred の配列順位が復原できるはずである。

この点については、すでに Round が Buckinghamshire の DB 記事中、18個の hundred を数えこれに番号を附して⁽³⁾、例えば Mortain の封地が 1, 3, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18の順位に並び、同じ州の Bayeux の封地の属する hundred が

1, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17 の順序に書かれていることによって、hundred rolls の記載順位を推定している。

かくて彼は、DB の全州にわたり、この分析を行なった。かくして得られた結果は、これを州の数で示せば、17の州は一致し、9の州は一致しないことがわかった。そして、この一致しない州が9つある事実と、全然 hundred を記入してない州のある事実こそは、hundred rolls 的な資料は、初めから original returns としては存在しなかったもので、最初から、封を基準として名寄式に作られたものであり、特に Essex 州において然りであると強調している。彼は、Galbraith の指摘した通りに、各 circuit においては、報告書作成の方法がそれぞれ違っており、この方法の違いが、DB 内の記事の相違となっている点に注目し、Winchester で、短期間内に統一できることではなく、結局、封をもとにする配列の作業は地方の報告書作成の段階でなされたものであると述べ、全面的に Galbraith 説を肯定している。

彼は結論として「Domesday enquiry は、どの段階を通じて見ても、封関係の調査であった⁽⁴⁾」と断定している。

それでは、Galbraith 教授の古典学説批判からの新しい提案は、学界で証認されたと受けとってよいのであろうか。教授の新刊書“M of DB” (1961) に対する本年 E. H. R. の書評で、前に紹介した P. H. Sawyer 教授が、次のように書いている。

「1942年 Galbraith教授は、Domesday 調査の目的や方法について、古典学説の解釈が事実と反すると発表した。しかし多くの歴史家は、未だに従来の学説を放棄することをしづっている。」

「Galbraith の仮説を容認する人でも、Round が主張し、Maithand が全面的に支持した重要な主張、すなわち地域的に配列された報告書 geographically arranged returns だけはあくまでも受け入れようとしている。」

と述べて、Galbraith 説が、なお、嵐の中に立たされていることを教えてくれる。Galbraith は ED と DB との中間に「修正を施した清書版」 a fair copy の段階を想定している。Sawyer 教授は、かかる段階の写本を設定するくらいなら、むしろ Welldon Finn 教授の主張する「DB地方編纂説」の方が、はるかに合理的であると評している⁽⁵⁾。

それでは「DB 地方編纂説」とは如何なるものかを、次に考察しようと思う。

DB は、年代記からも推測される通り、調査団が各州に散り、そこからの報告書が Winchester に届けられ、Winchester で語彙や体裁が統一されて、DB となった。この点には Round を待つまでもなく、通説となっており、Galbraith 教授も何らの疑問をも示していない。しかるに Welldon Finn 教授のみ一人、異説を展開する。

彼は 1961 年に出版した “The Domesday Inquest” (以下 D. Ing. と略す) において、南西部諸州に関する DB 記事は、通説の Winchester で編纂されたものでなく、南西諸州のどこかで編纂された。しかもその時期は、調査団が各州で、争論中の封地につき、審問を継続している最中であつたと新説を出した。彼は

「Inquest が進行中に、Exchequer の書記は Devon folios を書きあげつつあつた。あるいは報告書が Exeter 又は Okehampton, あるいは Tavistock から Winchester に送られる以前に、彼はこの仕事を開始したとしか思えない。所有権が未だ決定していないことを警告されるような書類を、Winchester において書記が手にして Book を書きあげつつあるとはとても考えられないことである。必要な事実については、直接見聞し、確め得る現地において書くことこそ、真理ではないか⁽⁶⁾」と述べている。

彼は 2 年後に “An Introduction to Domesday Book” (1963) (以下 “Intro DB” と記す) を出版したが、そこではさらにこの主張を発展させ、Domesday 大検地に関する調査は、1085 年の末から 1086 年、恐らく Lamas までには完了したと推定し、報告書(彼は writings なる語を使用)は王の許に送られ、王の命により、報告書内の記事の不備につき全国の sheriff に諮問が発せられ、その結果が第二の調査団の派遣となった。

「この調査中に Exchequer Domesday (DB. vol. i 及び vol. ii) は、地方で作成された。現存する Exeter Domesday がどこで編纂されたにしろ、これが作成中には、Exchequer の書記が控えていた。fols. 153 b から fols. 436 b までには、Exchequer Domesday の書記と同じ書体、筆跡が見られる⁽⁷⁾」と述べ、この説を補強して次のように説明を加えている。

「国王に提出された writings は、恐らく現存する DB の底本である。その提出の時期は、1086 年 8 月、王が国内の大諸侯を Salisbury に集め、臣従を誓わせた時、彼等がこの記録の正しいことを誓言したと記録にある。この後国王は英国を離れ、年末までに帰国していない。だから提出されたのは 8 月以前と考えねばならぬが、そうすると 1086 年には 7 カ月間のうちということになる。冬の期間の 3 カ月はこれから除くと、4 月から 7 月ごろになる。」

これに対して Eyton は、調査し、書き直すには期間が短かすぎるという点で、Finn 説とは反対の立場を早くから示していた⁽⁸⁾。

Finn はこれに対して、DB が一般的に言って、非常に杜撰で、とてもあわてて編纂した跡が歴然としている。殊に London や Winchester など、多くの著名な都市の記事がぬけており、そのためと思われる空欄が設けられている点などを指摘して、自説の弁護につとめている。かくして writing

が地方において、**Exchequer** の書記の手により書かれた最終的のものであるとし、出来上がったものが **Descriptio** であり、これを **Book** の形に、とじこんだのは後世のことだと推定し、しかるが故に、**DB** は地方で編纂され、その完成の時期を1086年頃と推定しているわけである。

Welldon Finn については、**Geld Inquest** の問題その他、いまだ論じたい問題が沢山あるが、紙数の都合上、後日に譲る。(未完)

- 註 (1) D. C. Douglas ; *The Domesday Monachorum of Christ Church Cauterbury* pp. 26f
(2) Carl Stephenson ; "Mediaeval Institutions, Selected Essays." (1954) p. 203
(3) J. H. Round ; V. C. H. "Buckinghamshire I. p. 226
(4) P. H. Sawyer ; "The Original Returns and Domesday Book."
(E. H. R. vol. CCXXV. 1955) pp. 196ff
(5) P. H. Sawyer ; Book Review, EHR. LXXIX. No. 310 (1964)
(6) Welldon Finn ; "Intro DB" p. 59
(7) 同上 ; *ibid* pp. 79ff.
(8) Eyton ; "Domesday Studies, Somerset." p. 13
(9) Welldon Finn ; *ibid* pp. 13. ff.